

募集要項（森林・林業技術者）

高知県^{ゆすはらちよう}梶原町は、町面積の91%を森林が占め、日本三大カルストのひとつ四国カルストに抱かれた自然豊かな山間の町です。四万十川の源流域に位置する本町では、FSC（森林認証）、環境先進企業と協働の森林づくり、森林セラピー、町産材の公共施設など、森林と水の文化を意識した町づくりを進め、平成21年に「環境モデル都市」の認定を受けています。

当町は、豊かで持続可能な森林づくりを目指しています。この森林づくりを進めるには、森林のことを知る林業技術者の存在が重要となります。梶原町で林業に従事する方と一緒に仕事をしながら技術を学び、自ら森林について学びたい方を今回広く募集いたします。

1. 募集人員 若干名

2. 業務概要

梶原町役場及び梶原町内の地域住民と協力し、梶原ならではの林業技術を取得し、豊かで持続可能な森林づくりを進める林業技術者を目指す活動を行う。

- (1) 林業技術者となるための活動
- (2) 林業活動に必要な資格、森林に関する知識の取得
- (3) 林業技術者募集に関わる企画
- (4) 移住者と地域住民との交流を図る取り組み
- (5) 梶原の^{もり}森林づくりの魅力を伝える仕事（SNSを通じての情報発信）

3. 募集対象

下記(1)～(8)全ての要件を満たす方。

- (1) 年齢20歳以上40歳未満（令和2年4月1日時点の年齢です。）
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域から梶原町内に居住でき、梶原町に住民票を異動できる方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方（AT限定可）
- (4) パソコンの一般的な操作ができる方（ワード、エクセル、インターネット）
- (5) 活動期間終了後も梶原町に定住する意思の有る方。
- (6) 地域住民と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- (7) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従う事が出来る方。

(8) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方。

4. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和2年8月5日(水)から郵送又は持参により受け付けますが、随時募集・随時選考となり、募集人員に達した場合、受付を終了いたしますので事前に電話等でご確認ください。

また、提出いただいた応募書類の返還はできませんのでご了承ください。

(2) 提出書類

令和2年度ゆすはら地域おこし協力隊応募用紙

※応募用紙は①・②の2ページと成っておりますのでご注意ください。

5. 選考

(1) 第一次選考(書類)

書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

(2) 第二次選考(面接)

第一次選考の合格者を対象に第二次選考(面接)試験を行います。

日時及び会場等の詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第二次選考(面接)試験に要する交通費及び宿泊費は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考結果の可否に関する通知書は随時文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず、最終結果報告の合格に関する通知日以降に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象者でなくなり採用の取り消しとなる場合があります。

6. 採用予定日 令和2年10月1日(別途相談可)

7. 勤務地 梶原町内

8. 勤務日及び勤務時間

(1) 月間 124 時間

(2) 原則として午前 8 時半から午後 5 時 15 分まで (1 日当たり 7 時間 45 分労働)
※時間外・土日出勤は振替対応とします。

9. 雇用形態及び期間

(1) 梶原町長が「ゆすはら地域おこし協力隊」として委嘱します。

(2) 雇用契約に関しては、町が業務委託契約を結ぶ「梶原令和の森林づくり協議会 ReMORI (りもり)」との締結となります。

※ReMORI (りもり): 梶原町森林再生プロジェクトの愛称です。

「RE (再生)」・「守り」・「^{もり}森林」を合わせた造語です。

(3) 契約期間は採用日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。

ただし、年度単位での契約とし、最長で採用日から 3 年間まで延長することができます。

(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断したとき等は、契約期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

10. 報酬

(1) 月支払額 166,000 円

(保険料等の控除後の支払額は概ね 130,000 円程度になります。)

※賞与・退職金・時間外手当はありません。

(時間外は振替にて処理させていただきます)

11. 待遇及び福利厚生

(1) 活動期間中の住居は町が用意し無償貸与します。ただし、光熱水費は自己負担とします。

(2) 活動期間中、業務に使用するための自動車を無償貸与します。

※貸与車両は業務用であり、梶原での日常生活では自家用車が必要です。

自家用車の持ち込みをお勧め致します。

(3) 活動期間中に必要なノートパソコン及び備品類は無償貸与します。

(4) 加入保険: 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災

(5) 業務に支障が無ければ、兼業を認めます。(届け出が必要です。)

12. お問い合わせ・お申し込み先

〒785-0695 高知県高岡郡梶原町梶原 1444 番地 1

梶原町^{もり}森林の文化創造推進課 福田・立道（ふくだ・たてみち）

電話 0889-65-0811

FAX 0889-65-0812

E-mail 80-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp